

「BB フォン利用規約」新旧対照表

改定前(2008 年 6 月 3 日付)	改定後(2008 年 8 月 1 日付)
(条文なし)	<p align="center">第 1 4 章 パートナーサービスに関する特約</p> <p>第 6 7 条 (本章の適用) 本章は、提携事業者(後記第 6 8 条第 1 項に定義します。) および当社が共同で提供するパートナーサービスにおいて、提携事業者が定める規約および当社が定める本規約に基づき、本サービスの利用契約を申込みまたは利用する者にのみ適用されるものとします。</p> <p>第 6 8 条 (定義) 本章において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>(1) 「提携事業者」とは、当社と共同でパートナーサービスの提供を行い、また当社を代行して本サービスに関する契約事務を行う、当社指定の電気通信事業者をいいます。</p> <p>(2) 「パートナーサービス」とは、提携事業者および当社が共同で提供する、ADSL サービスおよび本サービスの総称をいいます。</p> <p>(3) 「パートナーサービス会員」とは、提携事業者および当社との間でパートナーサービスの利用契約が成立したパートナーサービスの利用者をいいます。</p> <p>第 6 9 条 (本サービスの区分) パートナーサービス会員に関しては、第 3 条第 1 項の定めに関らず、利用者回線型のみ提供となります。</p> <p>第 7 0 条 (利用契約の成立) パートナーサービス会員に関しては、提携事業者との間でパートナーサービスの利用契約が成立することをもって、本サービスの利用契約も</p>

成立するものとします。

第7 1条 (利用契約の解除)

パートナーサービス会員に関しては、事由のいかんを問わず提携事業者との間でパートナーサービスの利用契約が解除となったことをもって、本サービスも当然に解約されるものとします。

第7 2条 (適用除外条項)

パートナーサービス会員に関しては、以下の本規約の条項の適用が除外されるものとします。

第1 3条および第1 4条、第1 7条第5項第2号、第2 9条の2 および第2 9条の3、第4 4条乃至第6 0条、第6 5条の8の第5項。

第7 3条 (提携事業者の定める条項)

パートナーサービス会員に関しては、以下の本規約の条項は適用されず、提携事業者の定める規約の規定が適用されるものとします。

第8条4項乃至6項、第1 5条、第2 2条乃至第2 7条、第3 0条、第6 3条。

第7 4条 (本サービスに関する問い合わせ等)

1. パートナーサービス会員に関しては、本サービスに関する申込みや問い合わせ等は、提携事業者を経由して当社に行なうものとします。ただし、第1 2章の2に定めるホワイトコール24に関する申込みや問い合わせ等はこの限りでなく、当社に直接行っていただく場合があります。
2. 提携事業者の定める規約の規定が適用される事項について疑義が生じた場合は、パートナーサービスの会員と提携事業者との間で解決するものとし、当社は一切関与しないものとします。

第7 5条 (ホワイトコール24の申込情報の提供)

当社は、パートナーサービス会員が第1 2章の2

	に定めるホワイトコール 24 に申込みを行った場合、ホワイトコール 24 の適用に関わる情報を提携事業者提供いたします。
--	--